

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の継続について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、国は緊急事態宣言を今月31日まで延長し、16日からは北海道、岡山、広島を加え、9都道府県を対象としました。また、都内小学校では小集団感染（クラスター）が発生したとの報道もあります。これらのことを踏まえ、各学校においては、引き続き、4月26日付のお知らせ「緊急事態宣言の発出に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づいた感染症対策を継続していきます。

一方で、教育活動が制限される中、子供の学びの保障や心身の健全育成上の観点から、水泳授業や運動会等、校外での学習、部活動の取扱いについて、下記のとおりとします。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 水泳授業について

児童・生徒の健康と安全を第一に考え、様々な感染リスクへの対策を講じた上で実施します。

- 水泳授業の実施方法・感染症対策等について、児童・生徒及び保護者に説明し、参加確認を行う。感染症に対する不安から参加を希望しない児童・生徒については、学習面で不利にならないように配慮する。
- 更衣時やプールサイドなどでの密集・密接を避ける。更衣時やプールサイドなどで密集・密接を避けられない場合は、1学級単位や2学級単位で実施するなど時間割を変更したり、更衣場所を増やしたりするなど学校の実態に応じて工夫する。
- 毎朝の検温や健康観察により児童・生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童・生徒の水泳授業への参加は見合わせる。
- 更衣室のドアノブやスイッチなど児童・生徒が手を触れる箇所は、適宜清掃・消毒を行う。

2 運動会等について

1学期に予定している運動会等については、延期又は保護者参観中止の上での実施とします。なお、実施する場合は、各学校において、以下の点に留意します。

- 感染防止策を講じ、学校の実態に応じて実施内容や実施方法を工夫する。
- 1学期に実施する場合は、人流を抑え、児童・生徒及び保護者の感染リスクを下げるという観点から、保護者等の来校による参観は中止とし、運動会等の参観機会を確保するため、学校ホームページを活用した動画配信や、後日、保護者会等で視聴する機会を設定するなどの工夫を各学校で行う。
- 運動を行う際は、マスクを外すことを原則とするとともに、十分な熱中症対策を講じる。
なお、日差しを避けるためにテント等を設置する場合は、テント下が密にならないよう、座席の間隔を保つ。

3 校外での学習について

緊急事態宣言期間中に予定していた社会科見学や遠足などの校外での学習については、延期又は中止とします。

ただし、学校近隣（徒歩で移動できる範囲）の校外での学習については、感染症対策を徹底した上で実施します。

4 中学校における部活動の取扱い

子供の心身の健全育成上の観点から感染症対策を徹底するとともに、次の点に留意した上で実施します。

- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。
- 活動日は各部、平日のみ週当たり2日以内とし、午後5時半までに下校する。
ただし、緊急事態宣言期間中であること踏まえ、活動は最小限に留めること。
- 「人流を確実に抑えること」が求められていることから、自校内での活動に限定し、週休日（祝日等を含む。）の練習、校外での練習、他校との練習試合や合同練習などは行わない。
- 週休日に公式戦等がある部活動については、感染症対策を徹底した上で、公式戦等に出場する選手（補欠選手等含む。）のみ参加できるものとする。
- 実施の際は、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して実施する。
また、感染に対する不安等に配慮し、練習及び公式戦等の参加に当たっては、保護者の同意の下、可とする。
- 部活動を実施するに当たっては、活動前の顧問等による手指消毒、健康観察を実施するとともに、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。

5 家庭における感染症対策のお願い

(1) 家庭における感染症対策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（御家族に何らかの症状が見られる場合は、無理せず児童・生徒等を休養させてください。）

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしております。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。

6 その他

今後、緊急事態宣言の期間延長や、まん延防止等重点措置の適用などにより、対応に変更が生じた場合は、別途お知らせします。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第五中学校

TEL 042(363)9125